

【入間市駅周辺地区地区計画の内容】

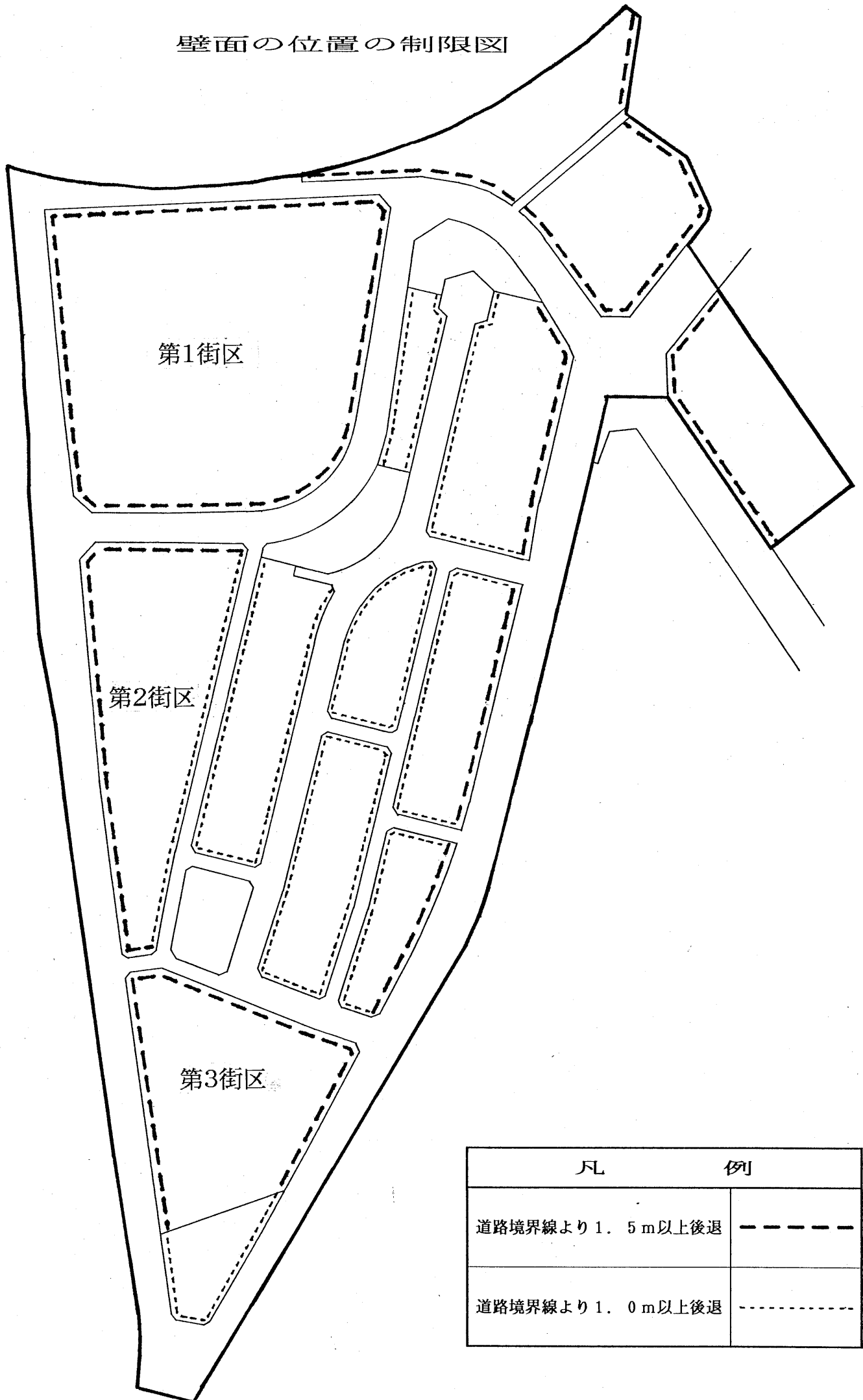
名 称	入間市駅周辺地区地区計画	
位 置	入間市豊岡一丁目、河原町及び向陽台一丁目の各一部	
面 積	約 9.5 ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、西武池袋線入間市駅より約 0.5 km の範囲内に位置した商業・業務地であり、土地区画整理事業によって、道路、公園等の公共施設及び宅地の整備を進めてきた。</p> <p>当該地域は基本構想等上位計画によって、市の中心商業地として位置付けられており、今後、駅より至近距離という事情もあって、さらに土地の高度利用及び商業化が見込まれる地域である。このため地区計画の策定により土地区画整理事業の効果の維持及び促進並びに健全な商業・業務地としての誘導と商業の利便性の向上を図りつつ、用途の混在による環境の悪化等の防止を行うことにより、適正かつ、合理的に土地を利用し、良好な都市環境の形成及び保持を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>用途は商業及びサービス業務を主体とし、敷地の細分化を防止する手だてとして敷地面積の最低限度を設定し、恵まれた自然を背景に緑地空間と商業との調和を図り、ショッピングと憩いの場を一体化して特徴のある魅力的な商業地を形成するよう整備していく。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>土地区画整理事業により整備された、幅員 12 m のコミュニティ道路は 3 箇所を街区公園と一体化し、緑あふれる歩行者導線とする。また、入間市駅南口交通広場と 1 号公園及び A 地区の第 1 街区と 2 号公園を連結する横断歩道橋の維持及び保全を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>用途の混在による環境の悪化を防止するため風俗営業施設等の制限を行い商業・業務地として、第 1 街区の低層部にはショッピングセンター、中高層部には都市型住宅、第 2 街区には、レジャー、文化、コミュニティ施設及び駐車場、第 3 街区には大型店舗を誘導し、壁面の位置の制限により空地の確保を図り、駅前にふさわしい街づくりを進める。</p>

地区整備計画	地区の区分	区分の名称	A 地 区	B 地 区
		区分の面積	約 5.8 ha	約 3.7 ha
	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>1. 倉庫業を営む倉庫、又は原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup> を超えるもの。</p> <p>2. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 6 項第 1 号から第 6 号までに規定する営業に供するもの。</p>		
	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	7 / 10	/	
建築物の敷地面積の最低限度	330 m <sup>2</sup>	100 m <sup>2</sup>		

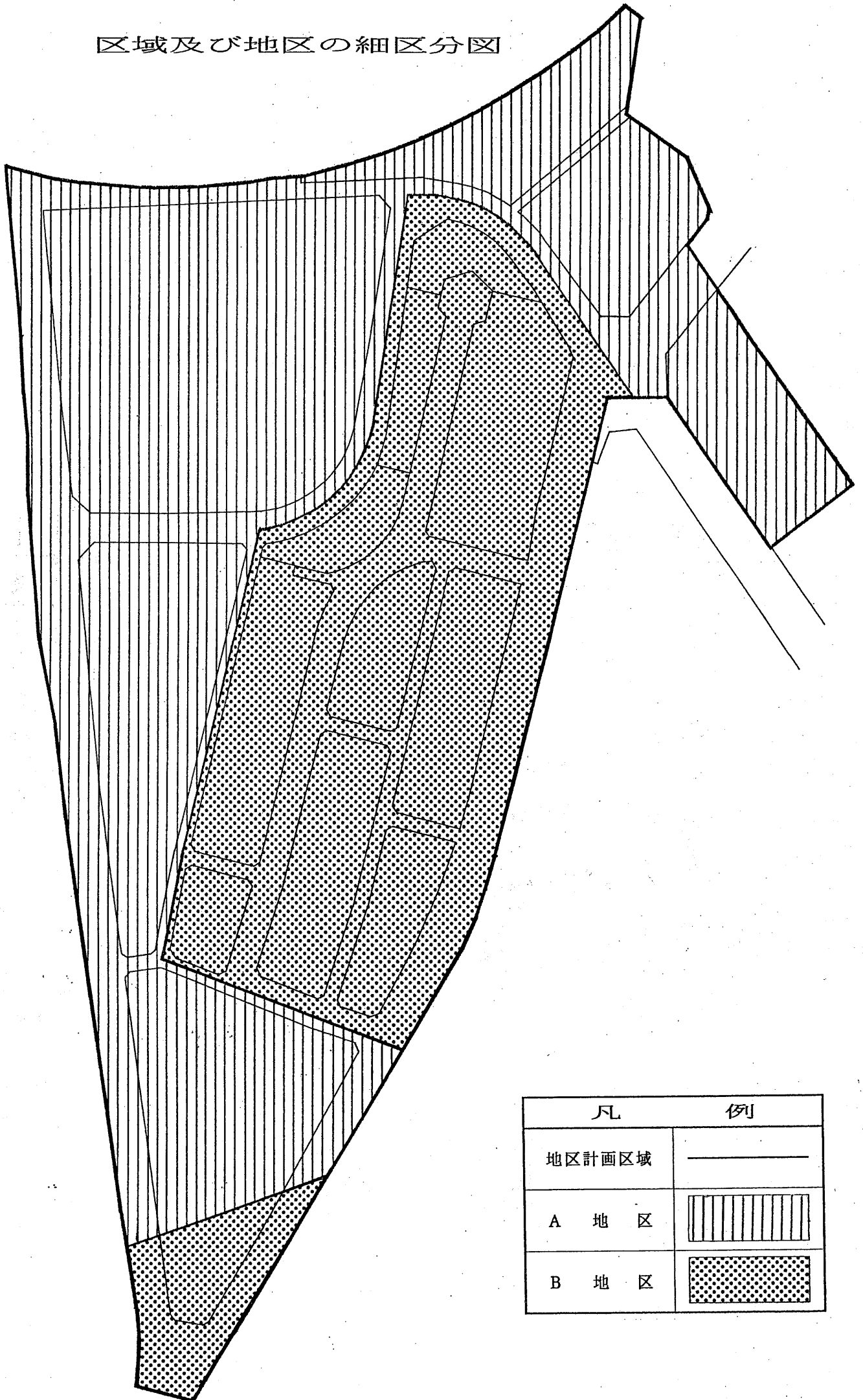
地区整備計画	建築物等に事項	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱若しくは高さ2mを超える門並びに塀は、別紙図面に表示する壁面の位置の制限線を越えてはならない。	建築物の一階部分の外壁又はこれに代わる柱若しくは高さ2mを超える門並びに塀は、別紙図面に表示する壁面の位置の制限線を越えてはならない。
		備 考		

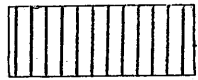
「区域、地区の区分及び壁面の位置の制限線は別紙各図面のとおりに」

壁面の位置の制限図



区域及び地区の細区分図



凡	例
地区計画区域	——
A 地区	
B 地区	